

# 公益社団法人自動車技術会謝金規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、別に定める場合を除き、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という）の事業活動における講師、著者など（以下、「講師等」という）に支払う謝金に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規則は、本会が発刊する出版物、主催する催事等により発生する謝金に対し定めるものとし、他組織との共催又は受託事業により発生する謝金については、他組織又は受託元と協議の上決定する。

2 委員会主催シンポジウム運営規則に基づき開催されるシンポジウムにより発生する謝金については、当該規則に基づき申請された実施計画書及び予算書による。

### (対象者)

第3条 謝金を支払う対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本会からの依頼に基づき原稿執筆又は出版物の監修を行なう者。
- (2) 本会が主催又は運営する事業活動において、講演、司会又は座長などを行う者（以下、「講演者等」という）。

2 前項の定めにかかわらず、本会評議員又は理事若しくは事務局職員が当該職務として行なった場合は、謝金は支払わない。

3 前2項の定めにかかわらず、常務理事又は常務理事が指名した者が本会の活動上必要と判断した場合は、支給することができる。

### (謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、次の6種類とする。

- (1) 原稿料 本会の依頼により原稿を執筆した場合
- (2) 校閲料 本会の依頼により出版物の校閲を行った場合
- (3) 監修料 本会発行出版物の監修を行なった場合
- (4) 講演料 本会の依頼により講演を行った場合
- (5) 催事謝礼 本会の依頼により講演会等の催事において講演以外の業務を行った場合
- (6) 委員謝礼 本会の依頼により受託事業実施のための委員に就任し委員業務を行った場合

2 謝金の支払額は、処理基準に定める。

## 第2章 申請・承認

### (申請)

第5条 申請は、当該事業活動の事務局担当者が、会議伺い書又は出金依頼領収証により行わなければならない。

### (承認)

第6条 前条により申請されたものは、事務局長の承認を得なければならない。

## 第3章 支払時期・支払方法

### (支払時期)

第7条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号に定める謝金の支払いは、当該出版物の発行後速や

かに支払うものとする。

- 2 第4条第1項第2号の出版物が論文集の場合は、前項の定めにかかわらず9月と3月に一括して支払うものとする。
- 3 第4条第1項第4号及び第5号に定める謝金の支払いは、当該事業活動を実施する日の前日までに支払うものとする。ただし、現金により支払う場合又は講演者等から謝金支払先金融機関口座の連絡がないなどの事由がある場合は、当日以降に支払うものとする。
- 4 第4条第1項第6号に定める謝金の支払いは、委員会開催ごと又は毎年度末ごと若しくは委員会活動終了後に支払うものとする。

(支払方法)

第8条 謝金の支払いは、講師等が指定する金融機関口座への振込又は現金による。

- 2 金融機関口座への振込により支払う場合の振込手数料は、本会の負担とする。

(謝金の返還)

第9条 第7条第3項により謝金を受領した者が謝金支給対象の催事に欠席した場合、当該事業活動の事務局担当者は、速やかに謝金支給対象者に対して謝金の返還を求めなければならない。

- 2 前項の返還は本会金融機関口座への振込により行なわれるものとする。この場合の金融機関手数料は、返還される謝金から差引くものとする。

#### 第4章 雜 則

(処理基準)

第10条 この規則に関し必要な事項については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、2008年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)